

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 二十五日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指定年月日
アイ・プラス薬局上魚町店	鳥取市上魚町一四―五	令和八年六月一日
アイ・プラス薬局南隈店	鳥取市南隈一六三―三	〃
アイ・プラス薬局吉成店	鳥取市富安三三二―五	〃
アイ・プラス薬局岩倉店	鳥取市岩倉四五二―一八 ロジ四五二 一号室	〃
アイ・プラス薬局卯垣店	鳥取市卯垣四丁目一〇―一	〃
アイ・プラス薬局叶店	鳥取市叶二八九―二	〃
アイ・プラス薬局安長店	鳥取市安長二五七―三	〃
イオン薬局鳥取店	鳥取市天神町一番地外	令和八年六月十四日

[illegible]